情公第１５５３号

平成２９年１１月１７日

大阪府個人情報保護審議会

会長　　野田　崇　　様

大阪府知事　松井　一郎

個人情報の取扱いについて（諮問）

　実施機関が公用車に設置するドライブレコーダーにより収集される個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「条例」という。）に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

個人情報の本人収集原則の例外事項（条例第７条第３項第７号）

１　諮問事項

　　実施機関が事務事業で使用する公用車（以下「公用車」という。）に設置するドライブレコーダーにより収集される個人情報の取扱いについて、条例第７条第３項第７号（本人以外からの個人情報の収集の制限）により、次のとおり本人収集原則の例外事項に係る審議会意見に次の項目を加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 項　目 |
| １５ | ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声に個人情報が含まれている場合 |

２　諮問理由

　　実施機関においては、ドライブレコーダーを防犯カメラに準ずるものとして、条例第７条第３項第６号に基づき犯罪の予防等を目的とする個人情報の本人収集の例外にあたるとして、公用車に設置しているところである。

しかしながら、公用車に設置するドライブレコーダーは、必ずしも犯罪の予防等とは限らないケースも想定される。

　　具体的には、交通事故発生時における状況を正確に把握し、事故の原因を明らかにすることにより、適切かつ円滑な事故処理等に資するためや、実施機関が管理する施設（道路等）の状況等を確認し、適切な管理に資するために、公用車にドライブレコーダーを設置しているケースがある。

　　そのため、ドライブレコーダーによる個人情報の収集について、条例第７条第３項第７号により、改めて貴審議会に対し諮問するものである。

３　運用方法等

(1) ドライブレコーダーについて

　　　ドライブレコーダーとは、一般に、車内のルームミラー付近に装着し、カメラが前方を撮影して、映像等を記録する車載カメラ装置のことである。機種により、常時又は車両に衝撃が加わった前後の数十秒の映像及び音声等（以下「映像等」という。）を記録するものがある。

(2) 収集の目的

ア　公用車での交通事故発生時等における適切かつ円滑な事故処理等に資するため。

イ　府が管理する道路施設等の状況等を確認し、その適切な管理に資するため。

(3) 映像等の利用・提供

　　　(2)の目的を達成するため、ドライブレコーダーにより記録した映像等及び記録媒体の内容を捜査機関等又は保険会社へ提供する。

　(4) 運用方針

ドライブレコーダーにより記録した映像等及び記録媒体の内容は、個人情報が含まれるものとして条例に基づく適正な管理を行うものとし、次により対応する。

ア　ドライブレコーダーにより記録した映像等を確認する者及びそのデータを取り扱う者は必要最小限とする。

イ　ドライブレコーダーを設置する所属ごとに管理要綱等を策定し、漏えい、滅失及びき損がないように適切な管理に必要な措置を講じる。

ウ　収集された個人情報の第三者への提供については、管理要綱等において提供できる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用する。